

出展規約

■ 出展申込

申込書に必要事項をご記入の上、展示会事務局までお申込み下さい。なお、出展製品が本展趣旨に合わない判断した場合、お断りする場合があります。

■ 出展料支払

出展申込受領後に請求書を送付いたしますので記載の期日までに指定金融機関にお支払い下さい。振込み手数料は出展社にご負担いただきます。

■ 出展申込後のキャンセル

申込後のキャンセルは原則として認められません。ただし主催者が取消事由を認めた場合は、規定の取消料をお支払いいただくことでキャンセルすることができます。

<出展取消規定>

申込日～2018年10月31日(水)……………出展料の50%が取消料

2018年11月1日(木)以降 ……出展料の全額が取消料

※上記は文書にて事務局に提出いただいた上で、主催者が取消事由を認めた場合の取消料です。

■ 小間位置決定

下記の要因を勘案し、主催者が最終決定を行ないます。

1. 全体の小間配置
2. 出展小間の規模
3. 出展申込日時
4. 過去の出展実績

■ 入場資格

展示会入場は、来場者・出展社ともに事前または当日に登録していただきます。また、入場者は本展の趣旨に関連する方に限定いたします。

■ 出展小間の転貸

出展社、出展申込者は出展小間の全部または一部を、主催者の許可なく他社へ譲渡、貸与することはできません。

■ 写真・ビデオ撮影

自社小間内の撮影を除き、展示会の写真・ビデオ撮影権は主催者が有します。

■ 展示規定

装飾・展示方法は、「出展マニュアル」に従って下さい。近隣の出展社の妨げになるような行為・展示を行なった場合、主催者が「出展マニュアル」の規定に基づいて判断を下し、出展社はこれに従わなければなりません。

また出展社は、展示会場適用の防火・安全に関する規則、法規を厳守しなければなりません。

■ 保険

会場への搬入時から撤去までの間、展示物等に対して損害保険に加入されることをお勧めします。

■ 損害

主催者は、出展社またはその関係者が他の小間、会場設備や人身等に与えた損害については一切の責任を負いません。また出展社はその損害に対し賠償するものとします。

■ 展示会の中止

主催者は本展示会が開催される土地建物が入場に不相当となった場合、または「不可抗力的原因」により開催が妨害されたと判断した場合は、会期を変更、もしくは開催を中止する決定をすることがあります。主催者はこれによって生じる損害、費用の増加、その他不利な事態については責任を負わないものとします。

■ 出展規約と展示規則の承認

出展社、出展申込者は、この出展規約および主催者が制定する展示規則を承認したものとします。

本出展規約に関するお問合わせは事務局までご連絡下さい。